

NO. 7 大阪市 総合区制度に関するお知らせ

2019.1

編集・発行／副首都推進局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 ☎ 06-6208-8989 FAX 06-6202-9355

だい
大ちゃん
大阪に住む高校生



もっと教えて！総合区制度



みおちゃん
大ちゃんの同級生

副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現にむけて、現行法制度で実現可能な「総合区制度」と「特別区制度」の検討を進めています。

「総合区制度」は、政令指定都市・大阪市を残したまま、現在の区長の権限を強化させた制度です。

総合区制度について、もう少し詳しく教えてほしいな。



じゃあ、制度の内容を順番に見ていきましょう！

- 総論 1
- 各論
- ① 区割り・区の名称、総合区役所の位置 2
- ② 事務分担 2
- ③ 組織体制 3
- ④ 予算の仕組み 3
- ⑤ 財産管理 3
- ⑥ 総合区政会議、地域自治区・地域協議会 4
- ⑦ 総合区設置に伴うコスト 4
- ⑧ 設置の日 4

総論

総合区が設置されるとどうなるのかな。



大阪市が総合区設置によりめざすもの

「副首都・大阪」の実現に向け、総合区設置によりめざすものとして、「住民自治の拡充」と「二重行政の解消」を掲げています。

住民自治の拡充を図るためには…

■ 住民に身近なサービスを区役所で提供

- ◆ 総合区に権限を移し、総合区長権限を充実します。
- ◆ 総合区長が権限を発揮できるような仕組みづくりを行います。(職員任免権、予算意見具申権など)



- 住民に身近なところで、よりきめ細かい行政サービスを提供できるようになります。
- 現在の24区役所において提供する窓口サービスは、継続して実施します。

■ 地域のことは地域でできるだけ決定

- ◆ 住民意見をより反映するための仕組みづくりを行います。(総合区政会議、地域自治区・地域協議会)



- 総合区政会議等により、総合区長は地域の実情に応じた施策を展開します。
- 地域協議会により、地域の合意形成がはかられ、地域の多様な意見が施策に反映されます。

二重行政の解消には…

■ 副首都にふさわしい都市機能強化

- ◆ 市長は、市全体の視点から政策・経営や重要な課題に取り組めます。

■ 二重行政の解消に向けた取り組みを実施

- ◆ 府市連携・戦略一元化に向け、引き続き指定都市都道府県調整会議で協議・調整を行います。

総合区制度については、市会等で議論が進められています。